

深川都市計画区域（深川市）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

この方針では、深川都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設の決定方針を令和12年(2030年)の姿として策定する。

(2) 範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

深川都市計画区域	市町名	範囲	規模
	深川市	行政区域の一部	約2,353ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域空知地域の北部に位置し、札幌市を中心とする道央圏と旭川市を中心とする道北圏を結ぶ軸上にあり、また留萌方面、名寄方面との分岐点でもあることから、古くから交通の要衝となっている。

市街地は、JR深川駅を中心とした「深川市街地」と、市街地の北側で飛び地となっている「あけぼの市街地」、石狩川の対岸に位置する「広里市街地」、南側の「音江市街地」の4つの市街地が形成されてきた。

産業については、山地や丘陵地に囲まれた平地において、稲作を中心とした農業を基幹産業として発展してきた。

しかしながら近年は、急速に進行する人口の減少や少子高齢化、安全・安心を揺るがす大規模自然災害の発生、産業構造の変化が進んでおり、これらに対応するため、今後は4つの市街地の連携強化や無秩序な市街地の拡大の抑制、JR深川駅周辺の空家対策を含めた未利用地の活用による市街地空洞化防止など、コンパクトで魅力的なまちづくり、市街地の活性化の推進が求められている。

本区域の総合計画では、美しく豊かな自然環境のもと、農業・林業をはじめとする地域の産業の発展と、市民が心身とも健康で豊かで広い心を持ち、安全で安心して暮らしていける、「農村環境と調和した、いつまでも住みつづけることができるまち」を目指して、行政と市民の協働により創りあげていくものとしている。

また、将来の都市像については、①広域的な位置付け、②市街地を取り巻く自然・農村環境、③人口や世帯数、産業などの社会環境、の3つの視点から次のとおり設定している。

- ・交通の利便性を生かし、市民生活の多様化、行動範囲の広域化などの、社会情勢の変化に的確に対応できる「広域連携都市」の実現

- ・優れた自然・農村環境を保全し、農業のまち深川ならではの「田園市街地」の実現
今後は、人口の減少や少子高齢化が進行することを踏まえ、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックを有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を目指し、安全・安心で暮らしやすく、都市の防災性の向上が図られ、低炭素化及び資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域では、合併市という成り立ちから、複数の市街地を抱える農業を中心とした田園都市として計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は特に中心市街地において、人口の減少・少子高齢化の進行、長引く地域経済の停滞などの影響から、空き地・空き家が増加し空洞化が進んでおり、早急な活性化対策が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする、「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

(1) 主要用途の配置の方針

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、中心商業業務地周辺や幹線道路沿道に配置し、まちなか居住の推進を図るほか、周辺住宅地の住環境に配慮した上で、近隣住民のための大規模な生活利便施設や沿道サービス施設が立地する、住居と商業が複合化した土地利用の形成を図る。
- ・一般住宅地は高度利用住宅地の周辺、並びにあけぼの地区に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中高層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・一般住宅地のうち、広里地区については、既存にある農業の利便の増進を図り、これと調和した低層住宅地として良好な住環境の形成・保全を図る。
- ・専用住宅地は深川市街地区、あけぼの地区に配置し、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地のうち、あけぼの地区については、既存にある農業の利便の増進を図り、これと調和した低層住宅地として良好な住環境の形成、保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業地は、中心商業業務地と沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、J R 深川駅を含む駅前地区等の一帯に配置し、商業・娯楽・業務施設等が集積する広域的な商業拠点の形成を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・4・1号本町通（国道233号、主要道道深川雨竜線、主要道道旭川深川線）の主要幹線道路沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業地で構成する。
- ・専用工業地は広里地区に配置し、各種工業施設が集積する工業拠点の形成を図る。
- ・一般工業地は、駅北側、3・4・1号本町通最東端及び広里地区に配置し、周

辺住宅の地の住環境に配慮した上で軽工業、流通業及び農業系工業施設が集積する工業地の形成を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・準工業地域に指定されている J R 深川駅に近接する深川駅西地区では、今後の土地利用の動向を見極め、適切な土地利用となるよう特別用途地区や地区計画等を活用し用途純化を図る。
- ・商業系地区外縁の住居系地区において、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりに向け、特別用途地区や地区計画等を活用し適切な土地利用を図る。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・郷土景観を構成する深川神社、大國神社をとりまく既存樹林地は、都市における良好な自然景観を有していることから、寺社仏閣の境内及びその周辺の樹木の保全に努める。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集団的営農地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他による災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・現況が優良な農地で利用されているあけぼの地区北部や広里地区等について、及び現状の農地であって浸水の恐れがある土地については、関連計画との調整を図ったうえで用途地域の縮小を検討する。
- ・用途白地地域に位置する音江地区は、隣接する音江山麓一帯の自然環境や周辺の農村環境との調和、コミュニティの維持・発展が図られるよう、特定用途制限地域の指定等による土地利用の整序及び保全を図る。
- ・広里地区をはじめとする 3・4・2 号駅前通（国道 233 号）沿道、3・4・1 号本町通（主要道道旭川深川線）沿道や 3・4・3 号一已 5 丁目線（国道 233 号）沿道の用途白地地域においては、沿道サービス系施設や商業施設が立地しており、優良な農地や既存の住環境を阻害するおそれがあることから、特定用途制限地域の指定等により、無秩序な土地利用を制限し、コンパクトなまちづくりを進める。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道央広域連携地域空知地域の北部に位置する北空知圏域の定住自立圏構想に基づく中心市を宣言している地方中小都市であり、今後も広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した「地域の暮らしを支える持続可能な公共交通網の形成」を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した、都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えをもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成や深川市バリアフリー基本構想に基づいたバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備を進める。
- ・本区域は、札幌市を中心とする道央圏と旭川市を中心とする道北圏を結ぶ軸上にあり、また、留萌方面及び名寄方面との分岐点にあることから、高速交通体系の構築と広域交通の利便性の向上に努める。
- ・本区域は、JR函館本線及びJR留萌本線を境に市街地が形成されていることから、市街地の一体性や連携性の確保のために、道路網の形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.84 km/k m ²	2.84 km/k m ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・3・4・1号本町通（国道233号、主要道道深川雨竜線及び旭川深川線）、3・4・2号駅前通（国道233号、一般道道深川停車場線）及び3・4・3号一已5丁目線（国道233号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・5号10号線（一般道道深川多度志線）、3・4・13号一已8丁目線（一般道道多度志一已線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成するとともに、市街地の南側に位置する北海道縦貫自動車道及び西側に位置する一般国道自動車道の深川留萌道路へのアクセス機能を強化する。

b 交通結節点等

- ・3・4・2号駅前通（一般道道深川停車場線）にJR函館本線及び留萌本線深川駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

- ・都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

- ・流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画を勘案して総合的な治水対策を推進するとともに、自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として、河川及び水辺空間の整備に努める。
- ・深川市街地と広里市街地の間を流れる石狩川については、石狩川（下流）河川整備計画に基づき防災・減災を図った上で、環境整備と保全に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・下水道の普及率は、平成 27 年（2015 年）で 74.1%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

- ・河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置方針

a 下水道

- ・深川公共下水道については、下水管渠及びポンプ場を確保し、深川地区及び音江地区に処理場を適切に配置する。

b 河川

- ・市街地を流れる石狩川、堺川及び入志別川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・市街地の下水道未整備地区の幹線管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。
- ・石狩川の河川整備については、平成 19 年（2007 年）策定の石狩川（下流）河川整備計画に基づき、洪水による災害の発生の防止又は軽減に向け段階的に整備を進める。

(3) その他の都市施設

- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・J R 深川駅周辺の中心商業業務地では、市街地再開発事業や地区計画等の活用により、未利用地の有効活用や土地の高度利用、中心市街地の活性化を図る。
- ・既成市街地の住宅地で都市基盤施設等の整備を必要とする地区については、市街地開発事業の導入を促進し、土地利用の増進、良好な居住環境の創出を図る。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、市街地南部及び東部から北部にかけ取り囲むように展開する自然性豊かな丘陵山地と中央を流れる石狩川及び堺川の河川空間を骨格とする自然環境を有し

ており、良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、深川総合運動公園、広里公園及び石狩緑地を配置する。

b レクリエーション系統

日常的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園を適正に配置し、近隣公園を広里市街地に1箇所を配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、深川総合運動公園及び石狩緑地を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地として、深川総合運動公園を配置するとともに、周辺環境の保全を図るために石狩川を自然防災空間として配置する。

d 景観構成系統

郷土的景観を形成する石狩緑地を配置するとともに、市街地を取り囲む田園地帯の保全を図る。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（深川市緑の基本計画）」等を踏まえた上で、必要なものを公園及び緑地等の都市施設並びに風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行う。